

回 覧

鬼教発第642号
令和7年11月21日

各 位

鬼北町育英会
会長 松本 幸男

令和8年度鬼北町育英会奨学生募集について

鬼北町では、高等学校以上の学校に進学を希望しながら、諸事情により上級学校に進学が困難な学生・生徒のために、以下のとおり奨学制度を設けています。

【鬼北町育英会奨学生の資格】

奨学資金を貸与できる学生・生徒は、保護者又はこれに準ずる者が鬼北町在住で、高等学校以上の学校又は高度の職業教育を受けるための専門学校等に入学を希望し、学業優秀、性格行動ともに健全で学資の支弁が困難と認められる者

【奨学金の額】	高等学校（高等専門学校含む。）	月額20,000円
	大学	月額30,000円
	短期大学及び各種専門学校	月額30,000円

【貸与期間】 令和8年4月から最短修業年限の最終期までとする。

【申込方法】

貸与を希望される方は、校長の推薦を受け、奨学生願書、奨学生推薦書（校長）、奨学資金申込調書、その他必要な書類を鬼北町育英会事務局に提出してください。
これらの書類は、鬼北町教育委員会教育課及び日吉支所に備えております。

【提出期限】 令和8年度奨学生募集の締切りは、令和8年1月9日（金曜日）です。

【奨学資金貸与者決定の時期および通知】

鬼北町育英会理事会において、貸与者を決定し令和8年1月末日までにそれぞれに通知します。

【奨学金の返還期間】 学校卒業後、以下の期間で奨学金を全額返還していただきます。

高等学校（6年間）、大学（8年間）、短期大学（4年間）
各種専門学校（2年制は4年間、3年制は6年間）

【その他】

- (1) 鬼北町育英会奨学生は、愛媛県育英会その他類似する育英奨学金をあわせて受けることはできません。
- (2) この育英奨学金の資金は、基金に寄附等を加えたものです。資金的には非常に厳しい状況ですので、希望者全員には奨学金を貸与できない場合がありますので御了承ください。また、育英会では随時、御寄附を受け付けております。

【お問い合わせ先】
鬼北町教育委員会教育課内
鬼北町育英会事務局 担当：二宮
電話：0895-45-1115 内線4115